

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

| | |
|-------------|--|
| 法 令 等 名 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 |
| 根 拠 条 項 | 第7条第1項 |
| 処 分 の 概 要 | 自動車運転代行業の認定の取消し |
| 原権者（委任先） | 大阪府公安委員会 |
| 法令等の定め | <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条（第7号及び第8号を除く。）(自動車運転代行業の要件) ・第4条（認定） |
| 処 分 基 準 | <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 交通部交通総務課（電話06-6943-1234） |
| 備 考 | |